

議案第 20 号

大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について

大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 25 年 3 月 4 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、条文の整備をすることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「大口町乳幼児等医療費支給条例」を「大口町子ども医療費支給条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(受給資格者) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者とししない。 (1)～(4) 略 (5) <u>大口町子ども医療費支給条例</u>（昭和48年大口町条例第8号）及び大口町障害者医療費支給条例（昭和48年大口町条例第21号）により医療費の支給を受けることができる者 (6) 略 3 略	(受給資格者) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者とししない。 (1)～(4) 略 (5) <u>大口町乳幼児等医療費支給条例</u>（昭和48年大口町条例第8号）及び大口町障害者医療費支給条例（昭和48年大口町条例第21号）により医療費の支給を受けることができる者 (6) 略 3 略